特別養子縁組制度とは

●民法817条の2に規定されています。
「子どもの利益」のための制度です。

●やむを得ない事情で、産みの親が育てられない子どもを、養親家族の実子として迎えます。

〇家庭裁判所の審判によって、子どもが法的に養親の実子になるまでには、子どもを育て始めてから、だいたい1年程度の期間がかかります。

●特別養子縁組のあっせん機関は、児童相談所の他に都道府県の許可を受けた福祉事業者や医療機関、NPO等があります。

〇特別養子縁組のあっせん機関は、養子縁組委託後も、生母の支援、養親家族の支援をおこなっています。

ご夫妻を養親とする特別養子縁組は、適正な手続きにより開始されています。家庭裁判所の審判前の、養親による養育期間中に行われる医療機関の受診に際し、本手引きのご配慮をお願い申し上げます。

支援機関（あっせん事業者）/代表者名

事業者番号

連絡先

契約弁護士事務所

特別養子縁組家族
受診に際しての医療配慮のお願い

ご配慮ください

子どもの呼び方

受付番号か、名前　　で
呼んでください

特別養子縁組が成立するまでの期間は
養親の姓と子どもの姓が違います。
受付や診察の子どもの呼び出しは上記で、
養親への呼びかけは、「お母さん」や
「お父さん」でお願いします。

医療同意

予防接種をはじめ、すべての医療行為
について、養親に一任する産みの親の
同意書があります

子どもに必要な医療行為は、すべて養親
にご説明ください。医療行為の承認・費用
負担は、すべて養親がおこないます。

保険証/医療証

- 養親と子どもの健康保険証が
  違うことがあります
- 交付が遅れていることもあります

健康保険証や乳児医療証の交付が遅れている場合、
自費診療となる場合もあります。
適宜ご対応をお願いいたします。

生母の医療情報や周産期情報

妊娠•出産に事情があり、母子手帳等に
情報の不足や空白があります

記載されている情報で、然るべきご対応をお願い
いたします。